

## 今年も舞鶴商工会議所 第31期 役員・議員の選挙・選任の年です

当所では、本年10月末日をもって役員・議員の任期が満了することに伴い、今秋、議員・役員選挙・選任を行います。

### 商工会議所議員

議員は、会員の代表として、当所の最高意思決定機関である議員総会の構成メンバーとして商工会議所の運営に参画します。

地域総合経済団体として、産業の振興を通して地域社会の発展に寄与する商工会議所の議員は、地域経済界の代表的存在であると言えます。

議員には1号から3号の区分があり、その選任の方法は商工会議所法の規定により、それぞれ異なりますが、議員の権利・義務において差はありません。

当所議員の定数は、経済産業省の許可を得て80名（1号議員42名、2号議員28名、3号議員10名）となっており、議員の任期は3年です。

なお、議員は、無報酬です。

### ● 1号議員（定数42名）

1号議員は、会員及び会員以外の特定商工業者が、投票の方法によって会員のうちから選挙した議員で、定数は42名です。なお、立候補者が定数を超えないとき若しくは超えなくなったときには投票は行われず立候補者をもって当選人とします。

### ● 2号議員（定数28名）

2号議員は、会員が営んでいる事業ごとに置かれる部会が、その所属会員である部会員のうちから選任した議員で、定数は28名です。各業界・業態を代表する性格があり、1号議員のみでは、一部の業種・業態に偏ることを補うために設置されています。

部会ごとの議員割当数は、各部会の会員数及び会費口数から決められます。

### ● 3号議員（定数10名）

3号議員は、会頭が常議員会の意見を徴して会員のうちから10名を選任します。商工会議所の機能を発揮するうえで必要なものを選出し、議員総会を強化す

る性格があります。

### 会員の権利

#### ● 被選挙権

会員は、全ての議員の被選挙権を有しています。なお、会員でない特定商工業者には被選挙権はありません。

#### ● 選挙権

会員は、負担いただいている会費口数に応じた個数の1号議員の選挙権を有しています。ただし、50個を限度とします。

特定商工業者の1号議員の選挙権は1個です。

\*選挙人名簿縦覧期間最終日までに会費・特定商工業者負担金を完納しない会員は被選挙権・選挙権を有しません。

### 役員を選任

●新議員による臨時議員総会において、会頭（1人）、副会頭（3人）、専務理事（1人）、常議員（25人）、監事（3人）の選任をおこないます。

### 役員・議員の任期

議員の任期 平成25年11月1日（金）

～平成28年10月31日（月）

役員任期 選任の日

～平成28年10月31日（月）

### その他

選挙・選任の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

選挙・選任に関するお問い合わせはTEL 62-4600までお問い合わせ下さい。